

3学振第2305号  
令和4年2月17日

各私立学校設置者 様  
各私立学校長 様

愛知県県民文化局長  
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業  
の判断基準の変更について (通知)

このことについて、別添のとおり令和4年2月17日付け3教保第1108号で愛知県教育委員会事務局長から各教育事務所長・支所長及び各県立学校長あてに通知され、「臨時休業の判断基準」が変更されましたので、各学校において、休業を判断する際の参考としてください。

担 当 私学振興室認可グループ  
電 話 052-954-6188  
F A X 052-971-9889  
Eメール shigaku@pref.aichi.lg.jp